

## 論文

## 納税者投票制度とその経済的評価

— 千葉県市川市の「1%支援制度」 —

青柳 龍司 于 洋

Taxpayers' Vote and its Economic Implications:  
a case of Ichikawa city

## ✿ 要 旨 ✿

This paper summarizes “the 1% law” which was enacted by Ichikawa city in 2004. This law allows citizens of Ichikawa city to denote 1% of their local personal income tax to support a non profit organization (NPO). The 1% law is more efficient mechanism to support for NPO than government direct subsidy and also provides a new source of income for NPO.

We next estimate its overall economic effects and answer the questions such as whether the 1% law had a crowding out effect. The overall conclusion is that the 1% law is supported on economic reasons. However, it must be noted that much of taxpayers who are eligible to vote are male citizen and the voting percentage is very low.

Finally we refer to the 1% provision as a redistributational scheme.

**キーワード：**納税者投票、住民税、地域行政

## 1. はじめに

いわゆる小泉内閣が推進した「三位一体の改革」によって、地方分権の流れが加速すると共に、その税源である地方税（住民税）のあり方に関心が集まっている。最近議論されている「ふるさと納税」<sup>1)</sup>もその1つであり、納税者が個人住民税の一部を自分の出身地等に納税（寄付）できる点に特徴がある。

実は、これと類似した納税者自身が税金の用途を特定できる制度がすでに千葉県市川市で導入されている。それが、「1%支援制度」<sup>2)</sup>である。ただし、「ふるさと納税」が地方自治体を支援対象とし、住民の受益と負担が必ずしも一致しない制度であるのに対し、「1%支援制度」は後に見るように地域で活動するNPO（特定非営利活動）団体等を支援対象とし、

受益の範囲が当該地域に限定されていることに大きな違いがある。

そもそも「1%支援制度」とは、納税者が支援したいNPO団体を選び個人住民税の1%相当額の用途をその団体に対して交付できる制度であり、いわゆる「納税者投票」の考えを取り入れたものである。同制度は、ハンガリーで実施されている「パーセント法」を模範としているが、税収用途をNPO団体等に限定しているところにその特徴がある。そのため、同制度を仔細に検討することで、寄付税制を含むNPO支援のあり方について考察を深めることができる。また、「納税者投票」を行った結果、投票上位団体には、障害児療育、高齢者介護、子育て支援等を行う福祉団体が目立っていることから、地域における再分配政策、福祉政策についても言及することが可能である。

本稿では、上述した論点を踏まえ、日本の地方公共団体で唯一この制度を導入している千葉県市川市の事例を取り上げ、制度の概要や課題およびその経済効果について検証する。また、地方自治体における福祉政策のあり方についても言及する。

## 2. 「1%支援制度」の導入とその背景

### 2.1 ハンガリーの事例

市川市において「1%支援制度」として施行された今回のNPO支援制度は、ハンガリーをはじめ東欧諸国で実施されている「パーセント法」を参考にしている。ここでは、市川市が参考にしたハンガリーの事例について最初に触れておきたい。

ハンガリーのような旧社会主義諸国においては、計画経済から資本主義経済へ移行する過程の中で、財政支出を減らし、旧来の国営企業が担っていた福祉、社会サービスの提供をそれら企業から分離してきた。これらの国々においては、かつて基幹的な役割を担った公的部門も疲弊している状態にあると同時に、民間部門も依然として脆弱であった。そのため、その間隙を縫

うように、福祉活動や社会サービスを提供するNPO等の市民団体の役割に注目が集まっていた。しかしながら、これらNPO団体は、企業と比べて経済的自立が難しく、大きな資金的制約を受けている。

そこで、1996年12月に制定された「パーセント法」では、納税者が納める所得税（国税）の1%あるいは2%分<sup>3)</sup>を、納税者自らが選択したNPO等の市民団体に配分することを認めたのである。Vajda-Kuti〔2000〕によると、ハンガリーでは国民のおよそ94%がこの制度を認識し、納税者の約31%が同制度を利用している。ハンガリーでは、日本と同様に「源泉徴収制度」の利用が一般的だが、被雇用者が雇用者に対して1%制度の利用を通知し、源泉段階で使途を指定することで投票率が高くなっている。このように、確定申告制度を前提としていないにもかかわらず、企業や事業者を巻き込む形で税の徴収と1%の使途指定が可能となっている。これによって、制度への参加を促し、投票率を高めている。後述するように、低投票率となっている市川市の事例と対照的である。ただし、ハンガリーにおいても、制度に参加できない非納税者が40%存在するという。

表1 ハンガリーにおける使途指定制度実績

	2000	2001	2002	2003	2004
使途指定数	1,400,000	1,382,155	1,436,218	1,507,000	NA
有効であった使途指定数	1,282,920	1,299,155	1,330,218	1,358,000	1,361,756
受益機関数	18,328	18,489	20,178	21,957	23,131
使途指定額合計 (Ft)	37億	43億2千万	51億6千万	62億	69億
納税者1人当たり平均使途指定額 (Ft)	2,884	3,325	3,870	4,498	5,130
1機関当たり平均使途指定受益額 (Ft)	201,877	233,652	255,750	279,650	302,006

(出所) 笹川平和財団中欧基金事業室より抜粋

表1は、ハンガリーにおける使途指定制度（1%制度）の実績の抜粋である。これからも分かるように、直近の5年間では、有効投票数（使途指定数）および受益機関数ともに着実な増加傾向を示しており、同制度が国民に定着していることが窺える。

Vajda-Kuti〔2000〕によれば、制度の施行により、NPO団体の財源が増加したことが示されている。これまで政府の補助金を受給できなかった小規模団体、

特に保健・医療など福祉分野で活動するNPOへの支援が顕著である。これら分野は政府の直接補助金の配分割合は相対的に低いが、1%制度による使途指定では大きな割合を占めていることが指摘されている。

また、留意すべきこととして、ハンガリーでは、補助金を団体の運営費（人件費、事務所家賃などが含まれる）へ繰り入れることが認められている。計画経済から市場経済へ移行する過程において、失業者の発生

は不可避である。このような雇用問題は、東欧諸国をはじめとした移行経済にある国々にとって、重要な政策課題でもあった。そのため、ハンガリーでは、人件費などが含まれる運営費への繰り入れを認めることで、雇用問題に対処しているのである。

### 2.2 市川市の事例

市川市では平成16年12月議会において「1%支援制度」が可決され、翌17年度（平成17年4月）より条例が施行された<sup>4)</sup>。平成19年4月現在、制度は3年目を迎えようとしている。

市の導入動機としては、大別して2つの理由があると言われている。第1に、市内で活動するNPO団体の育成・ネットワーク化を図ること、第2に、納税者がNPO団体等を自ら指定することで、地域への関心を高め納税者意識を喚起、涵養するということが挙げられている。日本の地方自治体における従来型補助金制度では、NPOへの支援が画一的、かつ非効率になりやすいという欠点があったが、今回の制度では、真に必要な住民サービスに対して、納税者の「投票」結果に応じて補助金を当該団体へ助成しようとするものであり、直接民主主義の考えを一部取り入れたものと考えられる。また、市川市は東京へ通勤する住民が多数を占めることから、地域で活動するNPO団体等への投票を通じて、住民の地元意識を高め、地域に根ざした各種団体への自発的支援を促すことを目的としている。もちろん、このような制度が導入できた背景には、高い市民意識に支えられた各種ボランティア・NPO団体の活発な活動実績がある<sup>5)</sup>。

次節では、この「1%支援制度」の概要について説明し、年度の完了（実績）報告を経た過去2年間（平成17年度および18年度）の結果について検証する。

## 3. 市川市の「1%支援制度」の概要

### 3.1 制度のしくみ

NPO団体等をはじめとして支援を受ける団体と支援する納税者の両方について、制度の流れを概観しておこう<sup>7)</sup>。

最初に、支援金を受けることのできる対象団体は、NPO・ボランティア団体等で、市内に事務所があり

主に市内で活動している団体である<sup>8)</sup>。対象となる事業は、公益性を満たすもの、つまり福祉、環境、文化、青少年育成等、営利を目的としないものに限定される。助成される金額は、当該団体を選択（投票）した納税者の個人市民税額の1%に相当する額を合計した金額である。ただし、提案した事業に掛かる事業経費（講師料、会場使用料、設営費用、チラシなどの印刷費など）の2分の1を上限としており、団体の維持・運営などにかかる運営費用（人件費、事務所家賃、食料費や電話代など）は補助対象から外れている。また、当該年度の未使用分は、市民活動団体支援基金（以下、基金と略す）へ積み立てられる。このため、団体が翌年以降に自動的に受け取れるわけではない。具体例を示せば、当該団体に投票した納税者が100人存在し、その市民税合計額が1000万円だったとしよう。その場合、市民税合計額の1%分である10万円が補助金として団体に支給されるのである。もし、団体の提案した事業規模が20万円であり、上限金額の1/2である10万円を希望していれば、支給額と希望額が一致することになる。

次に、支援する納税者の側であるが、前年度分の市民税を納付していることが投票条件となる<sup>9)</sup>。条件を満たした納税者は、支援したい団体を3つまで選択（平成18年度までは1つを選択）し、団体名と納税通知書番号を投票用紙（広報に添付された返信封筒）に記載し市に郵送する。それにより、納税額の1%相当を市から当該団体に補助金という形で助成する。また、支援する団体が無い場合は、基金への積み立てを選択できる。

市側は、団体への支援金を総務費の項目で予め予算化しておく。平成19年度は、3,000万円を当初予算として計上している。市の予算というマクロレベルで見ると、実際に市が予め組んだ予算と市民の支援額合計が異なるのが一般的である。予算の方が支援額を上回る時は、予算を返上して減額補正するか基金の方に積み立てられ、予算が下回った時は、市が補正予算を組んで増額するか、あるいは予算内に収まるように支援額を調整するかのいずれかの方法がとられる。もし、支援額が予算内に収まるように調整されれば、支援金は個人市民税の1%相当額ではなくなる。もっとも、過去3年の実績では、当初予算の方が投票者の支援額

合計を上回っており減額補正されている。

また、団体の予算というマイクロレベルで見た場合、通常、団体が希望した支援額と納税者投票による支援の合計額は一致しない。この場合は、有識者を含む審査会に諮り、事業規模の縮小、あるいは事業の取り下げができることとなっている。たとえば、20万円の事業規模に対して上限（2分の1）の10万円の支援を希望している団体があり、納税者から5万円の支援しか集まらなかったとする。この場合、団体が不足分（5万円）を自前で調達して原案通り事業を実施するか、あるいは事業規模を縮小して事業を実施するかいずれかを選択する。

一方、納税者の支援金額合計が団体の支援希望額を上回った場合は、事業規模の拡大は認められず、超過分は自動的に基金へ積み立てられることになる。

### 3.2 団体の応募と投票結果について

ここでは平成18年度を中心に、団体の支援獲得状況と納税者の投票結果を見ておこう。平成18年度において「1%支援制度」に応募した団体は98団体に上り、外部の有識者による審査会で審査された後、すべての団体が採用された。同年度に採用された団体の分野別内訳は表2の通りである。顕著なのは、保健、医療および福祉分野の団体が多いことである。この98団体が提案した当初の事業費総額は約6961万円であり、支援申請額は約2480万円であった。支援申請額が事業費総額の2分の1より少ないのは、事業費の半分以下

表2 支援対象団体の分野別分類（平成18年度）

団体分類	団体数	団体分類	団体数
保健・医療・福祉の推進	28	国際協力	3
子どもの健全育成	22	男女共同参画社会の形成	2
社会教育の推進	6	学術・文化・芸術・スポーツ振興	15
まちづくりの推進	9	情報化社会の発展	2
環境保全	9	人権擁護・平和の推進	2

（出所）市川市資料より作成

しか申請しなかった団体があるためである。

表3と表4は、支援金額が多かった平成18年度および17年度の上位10団体である。支援金額を多く集めた団体には、少年野球チーム、知的障害児療育、介護予防・子育て支援、ホームレス支援団体等が目立っている。また、団体ごとの有効投票人数（数値は平成18年度、以下同）は、最高が493人、最低は4人であった。さらに、支援決定額の最高額は64万円、最低額は3239円で、1団体あたりの獲得した平均支援金額は14万4573円となっている。

一方、この制度に投票した納税者であるが、有効届出人数（有効投票人数）は6344人である。支援金総額は1519万785円であり、うち団体を指定した者が5896人で団体への支援金額合計は1416万8225円、基金を選択した者が448人で合計が102万2560円であった。納税者の属性については、表5に示したように、男女比で見ると男性4463人に対して女性1713人で、男性が圧倒的に多い。また、納税者1人当たりの支援金額の平均は2395円であり、最高額が15万1775円、最低額が15円であった。これらの数値から、平均納税額は23万9500円あまりということである。

以上の届出結果に基づき、24団体が事業費総額および申請額の変更を行い、2団体が申請を取り下げた結果、全団体（96団体）の事業規模の総額は6786万3708円、これに対して支援金の交付決定額は1194万8480円、基金への積み立てが当初選択された分と合わせて324万2305円となっている。

表3 獲得支援金額の上位10団体（平成18年度）

注：括弧内は事業内容

	団体名（事業内容）	獲得支援金額	実際の支援決定額
1	市川市少年野球リーグ (少年野球大会及び少年野球教室の開催)	1,073,705円	400,000円
2	市川ジュニアBリーグ (低学年児童に対する野球ゲーム開催事業)	954,294円	640,000円
3	NPO法人 青少年地域ネット（野球教室）	444,408円	440,000円
4	心理リハビリテーション 市川なのはな会 (心理リハビリテーション夏季キャンプ)	444,248円	444,248円
5	市川手をつなぐ親の会（知的障害児療育）	401,379円	250,000円
6	NPO法人 ホームレス自立支援 市川ガンバの会 (路上生活者支援事業)	382,615円	382,615円
7	すがの会（介護予防と子育て支援推進事業）	376,416円	376,000円
8	アシカちゃんクラブ（知的障害児の為の水泳療育）	363,088円	363,088円
9	元気！市川会（市川駅北口の「街の防犯向上」）	322,884円	322,000円
10	「げんき会」（市川失語症友の会）	311,847円	290,000円

（出所）市川市資料より作成

表4 支援金額の上位10団体（平成17年度）

注：括弧内は事業内容

	団体名（事業内容）	獲得支援金額	実際の支援決定額
1	市川ジュニアBリーグ (低学年児童に対する野球ゲーム開催事業)	825,908円	680,000円
2	すがの会（介護予防と子育て支援推進事業）	581,648円	550,000円
3	稲荷木イーグルス（少年野球教室）	492,552円	364,000円
4	社団法人 市川青年会議所 (家族の価値観創造ミュージカル)	457,717円	457,717円
5	市川三番瀬クリーンアップ大作戦実行委員会 (市川三番瀬クリーンアップ事業)	446,920円	336,000円
6	NPO法人 ホームレス自立支援 市川ガンバの会 (路上生活者支援事業)	393,985円	393,985円
7	NPO法人 地域のたすけあい市川ユーアイ協会 (福祉活動)	371,347円	370,000円
8	心理リハビリテーション 市川なのはな会 (心身障害児の療育事業)	363,817円	363,817円
9	手の会（地域在宅者福祉支援に関する事業）	357,942円	200,000円
10	アシカちゃんクラブ（知的障害児の為の水泳療育）	346,210円	346,210円

（出所）市川市資料より作成

#### 4. 「1%支援制度」の評価

市川市の過去2年間における納税者の投票行動や団体の応募状況を踏まえると、いくつかの特徴とともに、この制度の課題も明らかとなっている。ここでは、「1%支援制度」について、制度的課題やその経済効果、および福祉政策との関係について議論する。

##### 4.1 制度的課題

「1%支援制度」における納税者の投票結果や団体の特性から、主に以下の3点について議論したい。

1つ目は、納税者の属性についてである。表5からも分かるように、男女別割合は、男性4463人(72.3%)に対して女性1713人(27.7%)となっており、男性が圧倒的に多い。これは、専業主婦あるいはパートやアルバイト等に従事している女性は非納税者となることが多いためである。そのため、課税最低限以下の所得の人は投票する資格を持たない。この点については非納税者から批判が多く、それらの批判を受けて、今年度(平成19年度)より市は「地域ポイント制度」と称して非納税者にも投票の機会を設けている。ただし、これらの措置は弥縫策に過ぎず、「納税者投票」という本来の趣旨にも反するものである。ハンガリーにおいては、日本とは対照的に女性の投票率の方が高いことが知られている(Vajda-Kuti [2000])。これは、課税単位が個人であることに拠る。現在のわが国においては、「三位一体の改革」により住民税負担の引き上げがなされたが、いわゆる「103万円の壁」となる

表5 納税者の性別・年齢構成(平成18年度)

	男性(人)	女性(人)	不明(人)	計(人)(%)
20代	112	95	6	213(3.4%)
30代	760	323	16	1,099(17.3%)
40代	1,224	386	58	1,668(26.3%)
50代	898	484	33	1,415(22.3%)
60代	785	284	31	1,100(17.3%)
70代	547	102	18	67(10.5%)
80代	124	34	5	163(2.6%)
90代	13	5	1	19(0.3%)
合計	4,463	1,713	168	6,344(100%)

(出所) 市川市資料より作成

控除の大幅な変更は行われず、非納税者の扱いはそのままである。地方自治における受益者負担の原則に照らすと、個人住民税の均等割分を全住民に負担させ、市民全員が納税者となる方が抜本的な解決法である。その上で、市民税の均等割を支払えない真の社会的弱者に対しては、給付の面で救済の方が望ましいと考えられる。さらに、この点については地方税一般についても該当することであり、「ふるさと納税」が実現した場合でも問題となるであろう。

第2に、投票した納税者(6344人)の割合は、市川市の全納税者22万人のわずか3.1%であり、投票者の1人当たり平均支援金額は2395円であった(平均納税額としては約23万9500円である)。全市民の市民税平均納税額が約13万円であることを考えると、納税額が高いほど投票率が上昇するということが推測され、しかも一部の高額納税者のウエイトが高くなっていることが推測される<sup>15)</sup>。つまり、一票の「重み」が異なることになるが、この点については制度そのものの結果であり、甘受すべきであると考ええる。ただし、制度の周知を図り一層の投票率上昇を目指すと同時に、無効票の扱いについても改善する余地がある。

第3は、応募した団体の公益性・適格性に関するものである。過去2年間の応募状況や審査結果を見ると、毎年ほぼ同じ団体が立候補しており、団体の固定化が見られる。また、獲得投票数の上位には少年野球の団体が目立っている。これらは、必ずしも制度の趣旨と反することではないが、団体の公益性は担保されるべきであろう。筆者が過去に参加した団体向け説明会においても、個人的な趣味の域を出ないボランティア団体も散見され、団体の適格性や応募基準については検討する余地があるのではないだろうか。

##### 4.2 「1%支援制度」の経済効果

「1%支援制度」の経済効果を検討するにあたって最初に検討すべきは、納税者の税を通じた支援金(補助金)は人々の寄付インセンティブにどのような効果があるのか、また政府(市川市)の直接的支出よりも効率的なのか否かといった点である。

寄付インセンティブに与える影響については、寄付者が寄付額を決定する上で税制の果たす効果、つまり寄付の所得控除が個人の租税価格にどのような影響を

あたえるかというミクロの議論と、政府支出(補助金)によるクラウドファンディングアウト効果の有無といったマクロの議論がある。

「1%支援制度」においては、寄付控除により租税価格が変化するわけではないため、寄付者についての分析は行わない。ここでは、政府支出(補助金)によるクラウドファンディングアウト効果という視点から分析してみたい。つまり、NPOに対する政府(市)の補助金が民間の寄付を減少(クラウドアウト)させる、増加(クラウドイン)させる、あるいは変化させないかという議論である。

欧米の先行研究では、政府支出が寄付インセンティブに与える効果についての研究蓄積がある。理論的なフレームワークでは、Warr [1983] やRoberts [1984] は完全なクラウドファンディングアウトが発生するとしている。実証分析を行ったAndreoni [1989,1993] によると、政府支出は部分的なクラウドファンディングアウトを引き起こすと主張している。実証分析の多くは、1ドルの政府支出に対して、10から50セントの部分的なクラウドファンディングアウトを示すものが多い。それに対して、Brooks [2003] は、寄付行動を2段階に分けて、政府の補助が1人当たり平均寄付額を減少させるものの、寄付人数が増加するため全体としてはクラウドファンディングインが生じると結論づけている。

日本におけるこのような分析は大変少なく、山内 [1997] が散見されるのみである。山内 [1997] は、政府の社会保障・福祉サービスのうち、最終消費支出と社会保障給付が民間寄付(募金額)に与える効果を調べている。これによると、最終消費支出は民間寄付を部分的にクラウドファンディングアウトさせるのに対して、社会保障給付は部分的にクラウドファンディングインを生じさせているという。このように、実証分析においては、政府支出の内容や対象時期によっても結果が異なってくるだろう。

今回の市川市の「1%支援制度」では、支援金は純粹な寄付行為ではないが、市の予算を通じて寄付インセンティブにどのような影響を与えるかは興味深い点である。ハンガリーにおいては、「パーセント法」の結果、民間寄付や政府の補助金が減少したかどうか検証しているが、クラウドファンディングアウトは概ね発生していないという結論である<sup>16)</sup>。

本稿においても、「1%支援制度」の結果、団体の寄付状況がどのように変化したかについて調査を試みたが、今回の制度では運営費のみが補助対象となっていること、また団体のサンプル数が少なく、会計報告についても寄付金と会費の区別が曖昧であること等の難点があった。ただし、前述したように、クラウドファンディングアウト効果については寄付税制を考える上で重要な論点となることから、平成17年度と18年度の2年間の両方とも支援を受けた60団体について、公開されている「実績報告書」(会計報告書)に基づき寄付金を集計した。その結果、60団体の支援金(補助金)総額は、8,410,300円(平成17年度)から8,546,552円(平成18年度)へと増加しているが、これに伴い寄付金総額はほぼ変わらない値であった。また、会計上の透明性が高いと思われる20のNPO法人についても調査したところ、支援金(補助金)総額は2,761,194円(平成17年度)から2,711,677円(平成18年度)と僅かな変化に対して、当該団体が獲得した寄付金総額は1,181,156円(平成17年度)から1,055,679円(平成18年度)とほぼ変わらない値となっている。少ないサンプル数から厳密に検証することは難しいが、民間の寄付は著しく低下していない。このことから、「1%支援制度」では、補助金が増加したとしても、民間の寄付は必ずしも減少しない可能性がある。

次に、支援金による社会的便益と費用を比較することで、「1%支援制度」の費用対効果を考えてみよう。制度運営上の費用面では、運営費や事務コストがある。そもそも、今回の制度運営に当たっては、市民税の1%を配分するために、それ以上の行政コストが掛かっている本末転倒であるという指摘があった。市川市によると、実際に計上された事務的予算としては、制度のプロポーザルを委託した際に掛かる啓発委託費が269万9000円、役務費(郵送費)が213万8000円、審査委員報酬が26万9000円の合計510万6000円であったという。もちろん、市職員による啓発活動など明示的に予算化されていない項目も多い。一方で、支援金総額が1519万円余りであったことから、ネットで約1000万円の余剰があったと考えることもできる。もっとも、団体が実施する総事業費規模6786万円と比較してみた場合、優れた費用対効果があったというべきであろう。

最後に、福祉政策との関係について言及しておきたい。「1%支援制度」を実施した結果、獲得投票数や支援金額の多い団体には、少年野球チームを除けば、高齢者介護、障害児・ホームレス支援、干潟の環境保全といった福祉・環境分野で活動する団体への支援(投票)が目立っている。

実際、表6の介護、生活保護等に関する指標からは、老年人口比率が低いにもかかわらず、65歳以上の要介護認定比率は県平均よりも高いこと、また、生活保護被保護者数、特に高齢者のそれは県平均を大きく上回っていることが分かる。

今回、高齢者介護や障害児・ホームレス支援に多くの支援が集まった背景には、当該分野へのニーズが多くある証左でもある。

5. 最後に

今回、市川市で実施されている「1%支援制度」を取り上げ、その制度概要や経済的効果について論じた。制度の意義として、納税者の投票行動が真の選好を表しているならば、必要な住民サービスを提供しているNPO団体等に効率的に補助できることが挙げられる。これまで、補助対象とならなかった小規模団体についても支援対象となる可能性があり、地域福祉の向上にもつながるであろう。また、団体の会計の透明性やネットワーク化、納税者意識の涵養といったメリットもある。

一方で、NPO団体等が単なる行政の下請けとなるのは避けなければならない、行政と団体との役割の明確化を図っていく必要がある。

寄付文化が根付いていない現在の日本では、行政が介在する形でのNPO支援は、セカンド・ベストの選択として肯定できる部分がある。投票率の上昇を促進するとともに、今後の進展を注視していく必要がある。

【注】

※ 本稿の作成に当たっては、千葉県市川市企画部(旧市民生活部ボランティア・NPO活動推進課)の五十嵐盛春氏および板垣道佳氏に数度にわたりインタビューを行い、甚大なるご協力を頂いた。また、ハンガリーの事例に関して、石田祐氏(ひょうご震災記念21世紀研究機構安全安心社会研究所)より貴重な資料の提供を受けた。さらに、大変有益なコメントおよび改善点をご指摘くださった査読者に謝意申し上げる次第です。最後に、インタビューに応じてくださった市川市内で活動されているNPO、ボランティア団体代表者の方々に記して感謝いたします。もちろん、本文中のありうべき誤りは筆者らの責任であり、意見表明部分は筆者ら個人の見解に基づくものである。

- 1) 本稿執筆時点において、「ふるさと納税」は法案化されていないが、与党税制大綱によれば、寄付金税制の見直しと併せて個人住民税の1割を上限に自治体への寄付金の5千円を超える部分を本来の税額から差し引ける(税額控除できる)ようにするという。
- 2) 正式名称は、「市川市納税者が選択する市民活動団体の支援に関する条例」である。以下、特に断らない限り「1%支援制度」と略す。
- 3) Vajda-Kuti [2000]によると、「パーセント法」に対して

は教会組織からの強い反対があったため、当初の1%に加えて追加的にもう1%を教会に配分するような制度設計にしたという。ただし、追加された1%の教会への配分については、必ずしも選択する必要はなく、政府基金への繰り入れも認められている。

- 4) 条例の導入経緯や法制化の過程については、現職市長の著作である千葉 [2005] に詳しい。
- 5) 2000年における東京都への通勤通学者比率は48.5%である。
- 6) たとえば、市川市内で主たる事務所を持ち活動しているNPO法人数は88団体、従たる事務所を持つ法人は22団体(いずれも平成19年6月現在)あり、他のボランティア団体や組織化されていない市民団体も含めるとかなりの数に上るといわれている。
- 7) 平成19年度になり、「地域ポイント制度」をはじめとしたいくつかの制度変更が実施された。制度の説明については、最新の平成19年度のを反映しているが、納税者の投票結果や団体の事業等については、年度途中でもあることから、平成18年度のものを中心に示している。
- 8) 法人化されていないNPO団体や各種ボランティア団体等も含まれている。
- 9) 平成19年度より地域ポイント制度が創設された。地域ポイント制度とは、市が指定したボランティア活動等への参加に応じてポイントが交付され、1ポイント=1円として市民が「支援金」として配分できるようにする仕組みである。
- 10) 郵送の他にも、窓口受付、電話、インターネットが使用された。
- 11) 平成18年度までは、事業規模を拡大して希望額を超過する分を受け取ることが可能であった。
- 12) 詳細は、市川市役所ホームページ等で閲覧できる。
- 13) 実際の投票人数は6,996人であり、いわゆる無効票が652票存在する。これは、納税者番号の無記載、身分証明書の未提示等により無効とされてしまったためである。
- 14) 性別不明者が168人存在する。
- 15) Vajda-Kuti [2000]によると、ハンガリーにおいても高額納税者の方が投票率が高いという事実を見出している。また、彼らの分析では、教育水準、職業等の投票者の属性と投票率との相関関係についても分析されている。
- 16) ただし、資金集めが困難な団体にとってはクラウドファンディングが発生しているという。

【参考文献】

Andreoni,J.[1989], "Giving with Impure Altruism: Applications to Charity and Ricardian Equivalence," *Journal of Political Economy*, 97(6), pp.1447-1458.

Andreoni,J.[1993], "An Experimental Test of the Public-Goods Crowding-Out Hypothesis," *American Economic Review*, 83(5), pp.1317-1327.

Brooks,A.C.[2003], "Do Government Subsidies To Nonprofits Crowd Out Donations Or Donors?," *Public Finance Review*, 31(2), pp.166-179.

Kingma,B.R.[1989], "An Accurate Measurement of the Crowd-out Effect, Income Effect, and Price Effect for Charitable Contributions," *Journal of Political Economy*,97(5), pp.1197-1207.

Roberts,R.D.[1984], "A Positive Model of Private Charity and Public Transfers," *Journal of Political Economy*, 92(1), pp.136-148.

Vajda,A. and Kuti,E.[2000], "Citizens' Votes for Nonprofit Activities," In Harsanyi,L.(ed.), 1%: "Forint Votes" For Civil Society Organizations Studies, Research Project on Nonprofit Organizations, Budapest,pp.156-220.

Warr,P.G.[1983] "The Private Provision of a Public Good is Independent of the Distribution of Income," *Economics Letters*, 13, pp.207-211.

千葉光行 [2005]、『1%の向こうに見えるまちづくり』、ぎょうせい。

山内直人 [1997]、『ノンプロフィットエコノミー：NPOとフィランソロピーの経済学』、日本評論社。

青柳龍司 [2006]、『資料 納税者投票制度』流通科学大学学術研究会『流通科学大学論集－経済・経営情報編』第14巻第3号、111－117頁。

青柳龍司 / 流通科学大学商学部 Ryuji\_Aoyagi@red.umds.ac.jp  
于 洋 / 城西大学現代政策学部 yangyu@josai.ac.jp

〈査読済み論文〉

表 6

指 標	市川市数値	千葉県平均値	備 考
老年人口(65歳以上)比率	13.5%	16.7%	2005年4月1日現在
65歳以上要介護認定比率	13.5%	12.7%	2005年度末現在
介護サービス受給者数(人口千人当たり)	15人	17.1人	2004年度月平均
生活保護被保護者数(人口千人当たり)	7.9人	7.2人	1999年度～2003年度の月平均
生活保護被保護高齢者数(高齢者千人当たり)	20.6人	14.8人	2004年7月1日現在
民生委員(児童委員)数(人口1万人当たり)	9.7人	19.4人	2005年3月31日現在

(出所) 千葉県統計年鑑および千葉県HPより筆者作成